

サイバーセキュリティだより

発行：愛媛県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

令和7年
11月5日
Vol.150

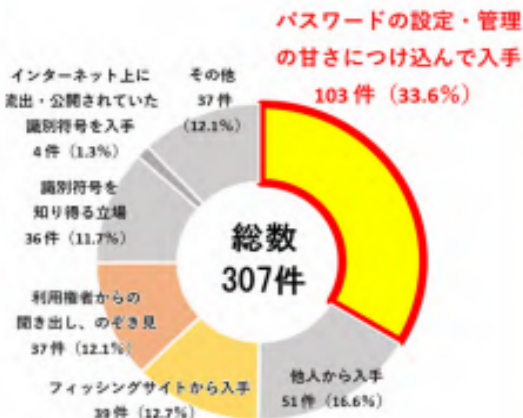
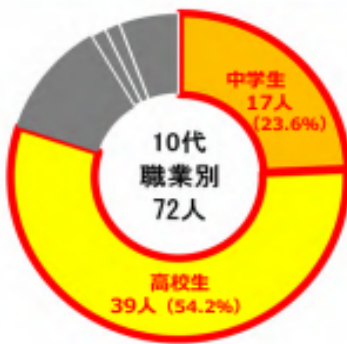
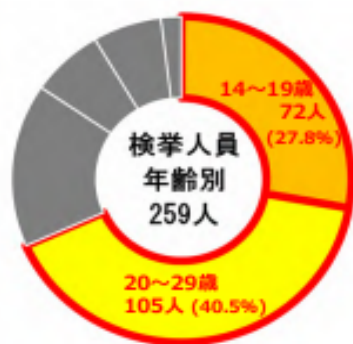
STOP ⚠ 不正アクセスは他人事じゃない

POINT 「不正アクセス」とは？

他人のIDやパスワードを使用して、不正にコンピュータに侵入する犯罪です。

不正アクセス禁止法違反事件の被疑者の年齢・職業及び犯行手口

- 被疑者は若い世代が多く、10代の約54%が高校生、約24%が中学生。
- 犯行手口は利用者のパスワードの設定・管理の甘さにつけ込む手口が多い。
- 他人のID・パスワードをフィッシングサイトから入手する手口もみられる。



出典：警察庁「令和6年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

皆さんに知ってほしいこと

- 覚えやすくて、簡単なパスワードは使わない。
- 指紋や顔など生体認証を用いたロックを使う。
- 親しい友達であっても、ID・パスワードを教えない。
- 他人のID・パスワードを盗み取ったりしない。
- 他人のID・パスワードで勝手にログインしない。



2P目も
チェック！



もっと対策を知りたい方は、警察庁ホームページへ。

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/index.html>

被害に遭ってしまったら警察に通報・相談してください

最寄りの警察署又はサイバー犯罪相談窓口 ➡ <https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>



△みんなも考えよう！これって大丈夫？△

～被害者にも加害者にもならないために～

事例 1

気になる人のSNSアカウントのID・パスワードが分かったぞ！

ログインしてDMを見るだけなら大丈夫だろう☹️



**不正アクセス禁止法違反
(不正アクセス行為)**

**罰則：3年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金**



他人のIDやパスワードでアクセスする行為は**犯罪**です！
みんなも勝手にアクセスされるのは嫌ですよね。

事例 2

AIを使って偽サイトが簡単に作れるみたいだ！
本当に引っかかる人がいるか試してみたいなあ、
ちょっと試すだけだから大丈夫だろう☹️



**不正アクセス禁止法違反
(フィッシング行為)**

**罰則：1年以下の拘禁刑または
50万円以下の罰金**



フィッシング行為は**犯罪**です！
みんなも大事な個人情報等を盗まれるのは嫌ですよね。

実際にありました

他人のIDとパスワードを使って、通信事業者のサーバに
ログインし、eSIMを入手した少年が逮捕されました。
(不正アクセス禁止法違反、電子計算機使用詐欺の疑い)

「ちょっとだけ」「ばれないだろう」は**危険な考え**です！



愛媛県警察本部サイバー犯罪対策課

TEL 089-934-0110(代) / #9110

